

「習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で個人の健康を支え
守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例」
(通称)「習志野市健康なまちづくり条例」解説

前文

健康なまちとは、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、主体的に行動するとともに、いきいきと安心して幸せな生活を送ることができる地域社会のことである。

このような地域社会の中で人や地域を愛し、健康づくりを楽しみ、その活動を通して生命の大切さを知り、人生の意義を学び、幸福を実感できることは、いつの時代であっても全ての市民にとって共通の願いである。

健康なまちづくりを推進するためには、個人の健康観が、性別や年齢、生い立ち、生活環境によって多様であることを考慮し、あらゆる分野と立場において健康を意識した施策及び活動に取り組み、個人が行う健康的な生活習慣づくり及び健康を支え守るための社会環境の整備を連携及び協働しながら行うことが求められる。

このような認識に基づき、健康なまちづくりについての基本理念を明らかにし、必要な事項を定めることにより、全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができる健康なまちづくりを、総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(解説)

本文は、健康なまちづくりに対する本市の将来像と決意を示しています。

1. 本市におけるこれまでの取り組み

本市では平成16年3月に、平成16年度から26年度までの11年間を計画期間とする、健康づくりの総合計画として『健康なまち習志野』を策定し、市民の健康を「日頃の健康づくり」、「食生活」、「心の健康」、「地域活動」、「暮らしやすさ」、「環境」と広い領域で捉え、「市民一人ひとりがいきいきと健やかで心豊かに生活すること」を目的として、健康なまちづくりを推進してきました。また、11年間の計画期間を3期（第1期：平成16年度から19年度、第2期：平成20年度から22年度、第3期：平成23年度から26年度）に分け、各計画期間における施策の取り組み状況について評価、見直しを行っています。

2. 『健康なまち習志野』の基本理念と課題

『健康なまち習志野』は、ヘルスプロモーション（世界保健機関が1986年のオタワ憲章で提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、2005年のバンコク憲章で承認された『人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス』のこと）の考え方を基本理念としており、市民が自ら健康づくりに取り組めるように支援するとともに、その活動を社会全体で支えていく環境の整備を図ってきました。しかしながら、第3期計画策定時の平成22年5月に実施した健康意識調査結果では、「日頃の健康づくり」や「食生活」に関する分野で、健康を意識した取り組みが市民の間に少しずつ浸透してきているものの、「心の健康」や「地域活動」の分野では、さらなる取り組みが必要であることがわかりました。

3. 健康なまちづくり条例制定の背景

少子高齢化の進展や社会、経済情勢が変化する中で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間とされる健康寿命の延伸や、都市基盤・雇用環境等を要因とした健康格差の縮小、さらには医療保険制度や介護保険制度を健全に運営することが、本市のみならず我が国全体の問題、課題となっています。こうした問題、課題に対応するためには、疾病予防から介護予防までの一貫した予防施策のさらなる充実と、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め主体的に行動する地域社会を創造し、健やかで充実した生活を送るための社会環境を整備する健康なまちづくりが求められており、本市におけるこれまでの取り組みを発展させ、推進していく必要があります。

4. 健康なまちづくり条例制定の必要性

全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができる健康なまちづくりを発展させ、推進していくためには、ヘルスプロモーションの考え方にに基づき、市民一人ひとりが持つ健康観は多様であることを理解しながら、従来の「個人の責任、意識、努力に基づく健康的な生活習慣づくり」に加え、「個人の健康を支え、守るための社会環境づくり」に、市、市民、市民活動団体、事業者、健康づくり関係者が多分野間で連携及び協働し、取り組むことが必要です。そこで、本市における確固とした健康なまちづくりのビジョンを将来にわたって永続的に市民にお示しすることが必要であると考え、健康づくり全般に関わる条例を制定しました。なお、本条例は、市、市民、市民活動団体、事業者、健康づくり関係者が、それぞれの責務を踏まえ、健康なまちづくりの推進に努めるとともに、相互に連携及び協働し健康なまちづくりに取り組んでいくこととする市の施策の枠組みを提示した条例であり、市民等に義務を課しまたは権利を制限することを内容とする条例ではありません。

(目的)

第1条 この条例は、健康なまちづくりを推進するため、その基本理念を明確にし、市、市民、市民活動団体、事業者及び健康づくり関係者の責務を定めることにより、それぞれが連携及び協働して、健康なまちづくりに取り組み、もって全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができる社会を築くことを目的とする。

(解説)

本条は、本条例に規定する事項（基本理念及び市、市民、市民活動団体、事業者及び健康づくり関係者の責務、並びに基本理念を実現するための基本的事項）を示すとともに、年齢や性別、心身の状態、家庭環境等の違いに関わらず、全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができる社会を築くことを、本条例の目的として明らかにするものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康なまちづくり 市民が自らの健康に積極的に関心を持ち、心身の状態をより良くするための個人の健康づくりに取り組むこと及び地域社会全体が個人の健康を支え、守るための社会環境づくりに取り組むことをいう。
- (2) 市民活動団体 地縁型組織、特定非営利活動法人その他の市民等で構成される営利を目的としない団体で、主に市内において活動を行うものをいう。
- (3) 事業者 市内に事業所又は事務所を有し事業を行う法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)又は個人をいう。
- (4) 健康づくり関係者 医療保険者、医療機関、教育機関その他個人の健康づくりに関する活動を継続的に行うものをいう。

(解説)

本条は、本条例で使用する言葉で、意味を統一したい言葉について説明するものです。

第1号における健康なまちづくりは、市民一人ひとりが個人の健康づくりの重要性を理解し、主体的に健康の保持増進に取り組むことを基本としながらも、市、市民活動団体、事業者及び健康づくり関係者が相互に連携及び協働して、個人の健康を支え、守るための社会環境づくりに取り組むことと定義します。

第2号における市民活動団体は、自治会や町会、特定非営利活動法人(NPO法人)、法人格を持たないNPO、ボランティア活動団体、サークル等で主に市内で活動を行う団体のことと定義します。

第3号における事業者は、法人の場合は法人自身、その他の団体(法人でない社団や財団)の場合は代表者または管理者、個人の場合は個人事業主のことと定義します。

第4号における健康づくり関係者は、医療保険者(国民健康保険・健康保険組合・共済組合等の健康保険証発行機関)、医療機関(医院・病院・診療所等の医療提供施設)、教育機関(幼稚園・小学校・中学校等)、保健医療分野の職能団体(医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護協会・栄養士会等)、保健医療に関する専門職(医師・歯科医師・薬剤師・保健師・助産師・看護師・准看護師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士・理学療法士・はり師・きゅう師等)、福祉関係機関等のことと定義します。

(基本理念)

第3条 健康なまちづくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民は、自らの健康に積極的に関心を持ち、心身の状態をより良くするよう、主体的に取り組むよう努めるものとする。
- (2) 市、市民活動団体、事業者及び健康づくり関係者は、社会環境が個人の健康に与える影響に鑑み、市民が継続的に健康づくりを楽しめるよう、地域社会全体として個人の健康を支え、守るための社会環境の整備に連携及び協働して取り組むよう努めるものとする。

(解説)

本条は、本市が目指す健康なまちづくりの方向性を、基本理念として規定するものです。

健康なまちづくりを推進していくためには、自らが健康でありたいと思い、自ら健康づくりに取り組むことが必要です。

第1号では、市民一人ひとりが持つ健康観の違いに配慮しながら、市民自らが健康に積極的に関心を持つとともに、自らの心身の状態をより良くするために、主体的に健康的な生活習慣づくりに取り組むこととしています。

第2号では、都市基盤、経済、雇用等の様々な社会環境が個人の健康的な生活に影響を与えるとの認識のもと、第1号で規定する従来の「個人が行う健康的な生活習慣づくり」に加え、「個人の健康を支援する環境づくり」に、市、市民活動団体、事業者及び健康づくり関係者が、多分野間で連携及び協働し積極的に取り組むことで、健康なまちづくりの推進を目指すこととしています。

(連携及び協働)

第4条 市、市民、市民活動団体、事業者及び健康づくり関係者は、次条から第9条までに規定する責務を踏まえ、相互に連携及び協働を図り、健康なまちづくりに関する施策又は活動を実施するよう努めるものとする。

2 市は、健康なまちづくりの推進を図るため、国、他の地方公共団体等との連携及び協働に努めるものとする。

(解説)

本条は、健康なまちづくりを推進するために必要となる、市、市民、市民活動団体、事業者及び健康づくり関係者間の連携及び協働について規定するものです。

健康なまちづくりは、市のみが行うものではなく、市民、市民活動団体、事業者及び健康づくり関係者が地域社会の一員としてそれぞれの役割を理解し、連携及び協働して取り組むことが必要です。

第1項では、市、市民、市民活動団体、事業者及び健康づくり関係者が、健康づくりに関する情報の共有を図り、それぞれが連携及び協働して施策や活動を実施することとしています。

第2項では、国や県、他の市町村等とも連携及び協働し、総合的に健康なまちづくりを推進していくこととしています。

(市の責務)

第5条 市は、長期計画その他各種施策に関する計画を策定し、これらを推進するに当たっては、第3条の基本理念を踏まえて行うものとする。

(解説)

本条は、第3条の基本理念の実現に向けて、市の責務について規定するものです。

本市の長期計画、その他個人の健康的な生活に影響を与える様々な社会環境に係る計画を

策定する際に、第3条の基本理念を踏まえ、健康なまちづくりの推進に関する施策を盛り込み、施策を実施することとしています。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、健康なまちづくりに関する理解を深め、健康的な生活習慣の確立に取り組む等、個人及び家族の状況に応じた健康づくりを積極的に行うよう努めるものとする。

(解説)

本条は、第3条の基本理念の実現に向けて、市民の責務について規定するものです。

健康は個人の健康観に基づき、市民一人ひとりが主体的に取り組むことによって実現されるものであることが基本であることから、市民の健康なまちづくりに対する関心を高め、理解を深めていただくことが必要です。具体的には、健康的な食生活、適度な運動、休養のほか、疾病に対する抵抗力の向上及び治療、むし歯及び歯周病の予防、ストレス対処能力の向上等、個人の状況に応じた健康づくりに努めることや、自らの健康状態を知るため定期的に健康診断を受診し、必要に応じた保健指導を受けるように努めること、さらには疾病の予防や日常の健康管理を行う上で、かかりつけ医、歯科医等の保健医療に関する専門職に相談や指導等の支援を受けるように努めることとしています。

(市民活動団体の責務)

第7条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、健康なまちづくりに関する理解を深め、自らの活動を通して、健康なまちづくりに寄与するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、他者が行う健康なまちづくりに関する活動及び市が実施する健康なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(解説)

本条は、第6条と同様に、第3条の基本理念の実現に向けて、市民活動団体の責務について規定するものです。

自治会や町会、特定非営利活動法人（NPO法人）、ボランティア活動団体、サークル等の市民活動団体における地域活動、文化活動、芸術活動、スポーツ活動等は、自らの技術や知識を高めるだけでなく、スポーツ活動以外の活動であっても活動場所への移動手段として率先して歩くことで適度な運動になることや、人と人との関わりの中で良好な人間関係が育まれることになります。

第1項では、市民活動団体が自ら行っている活動を、自ら楽しむことで継続した活動となり、こうした継続的な活動が健康なまちづくりに寄与するよう努めることとしています。

第2項では、自らが行う健康なまちづくりに関する活動以外にも協力するよう努めることとしています。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、健康なまちづくりに関する理解を深め、自らの活動を通して健康なまちづくりに寄与するとともに、従業員及びその家族の健康づくりのための職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、他者が行う健康なまちづくりに関する活動及び市が実施する健康なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(解説)

本条は、第6条、第7条と同様に、第3条の基本理念の実現に向けて、事業者の責務について規定するものです。

第1項では、事業者は、労働安全衛生法に基づき快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通して、職場における従業員の健康を確保することが必要であり、中でも働き盛りの世代では、日々の業務に追われ自らの健康管理が疎かになる傾向があることにも注視し、従業員とその家族に配慮した定期的な健康診断、保健指導の機会の確保や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等、心と身体の健康づくりに関する職場環境を整備するとともに、健康管理を行う者に対する研修機会の確保に努めることとしています。

第2項では、自らが行う健康なまちづくりに関する活動以外にも協力するよう努めることとしています。

(健康づくり関係者の責務)

第9条 健康づくり関係者は、基本理念にのっとり、健康なまちづくりに関する理解を深め、自らの活動を通して保健指導、健康診断、予防接種その他の保健医療に関する正しい情報を提供し、市民が公平に保健医療に係るサービスの提供を受けられるよう努めるものとする。

2 健康づくり関係者は、他者が行う健康なまちづくりに関する活動及び市が実施する健康なまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(解説)

本条は、第6条、第7条、第8条と同様に、第3条の基本理念の実現に向けて、健康づくり関係者の責務について規定するものです。

第1項では、健康づくり関係者は、市民が自らの体力や体調に適した健康づくりに取り組むことができるように支援していくことが必要なことから、市民に保健指導、健康診断、予防接種、治療等の保健医療に関する正しい情報を提供し、誰もが公平にサービスが受けられるように努めることとしています。

第2項では、自らが行う健康なまちづくりに関する活動以外にも協力するよう努めることとしています。

(基本計画)

第10条 市長は、健康なまちづくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) からだの健康づくりに関すること。
- (2) 心の健康づくりに関すること。
- (3) 歯及び口腔^{くわう}の健康づくりに関すること。
- (4) 個人の健康を支え、守るための社会環境の整備に関すること。

(解説)

本条は、健康なまちづくりの推進に関する基本的な計画（平成27年3月31日までは、『健康なまち習志野』とする。）を市が策定するに当たり、基本的な施策として取り組む内容について規定するものです。

第2項では、市は基本的な施策を大きく4つの項目に分類して取り組むこととしています。1つ目の項目は、からだの健康づくりに関すること。2つ目の項目は、心の健康づくりに関すること。3つ目の項目は、歯及び口腔の健康づくりに関すること。そして4つ目の項目は、個人の健康を支え、守るための社会環境の整備に関することです。なお、これら4つの項目に係る具体的な取り組み内容については、第11条から第14条に規定しています。

基本的な施策を4つに分類した理由は、世界保健機関が提唱した憲章において、健康の定義を「**Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.** 健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。」としており、この健康の定義に基づき、基本的な施策を「からだ」、「心」、「社会環境の整備」に分類しています。また、「歯及び口腔」を「からだ」と分けた理由は、国が『歯科口腔保健の推進に関する法律』を平成23年8月から、県が『千葉県歯・口腔(こうくう)の健康づくり推進条例』を平成22年4月から施行しているといった国・県の動向や、歯及び口腔の健康の保持が生活習慣病やその他の疾病予防に大きな効果があること、そもそも口腔は食べ物と同時に細菌を始めとする微生物の入り口であり、ここに定着している口腔細菌は口腔内のみならず全身に対しても影響を与えていることが、これまでの研究の中で検証されていることを踏まえ、歯と口腔の健康づくりは今後ますます重要性、必要性を増していくものであると考え、基本的施策の1つの施策として独立したものとしています。

(からだの健康づくり)

第11条 市は、からだの健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 基本的な生活習慣の形成、健康の保持及び増進並びに生活習慣病予防、介護予防、感染症予防その他の疾病予防のために必要な健康診査、健康教育、予防接種等の事業並びに知識の普及及び啓発に関する施策
- (2) 薬の適正使用等薬に関する正しい知識の普及及び啓発に関する施策
- (3) 望ましい食習慣の形成及び食育の推進を図るために必要な教育、相談等の事業並びに知識の普及及び啓発に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた施策

(解説)

本条は、第10条の健康なまちづくりの推進に関する基本的な計画のうち、からだの健康づくりに関する取り組み内容について規定するものです。なお、経過措置として平成27年3月31日までは、『健康なまち習志野』を第10条で規定する基本計画とみなすこととしており、『健康なまち習志野』における18項目のめざす姿のうち、1番『すすんで歩くまち』、2番『楽しく運動に取り組むまち』、3番『正しい情報が得られるまち』、4番『みんながすすんで健康診査、予防接種を受けるまち』、5番『たばことお酒の正しい知識をもって行動するまち』、8番『「食の健康」に取り組むまち』が該当する項目となっています。

第1号では、基本的な生活習慣の形成や健康の保持増進、生活習慣病予防、介護予防、感染症の予防のために必要な健康診査、さらには小学校・中学校等における喫煙・飲酒に関する正しい知識の習得等を目指した健康教育、予防接種等の事業に取り組むこととしています。

第2号では、薬の正しい服用に関する知識の普及に取り組むとともに、薬物の乱用が心身に様々な悪影響を与え、健康を損なう原因となることを、小学校・中学校等における学校教育を通して啓発していくこととしています。

第3号では、望ましい食習慣の形成や食育の推進を図るために必要な施策として、離乳食教室、幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校における地元野菜を活用した体験活動や給食指導、高齢者を対象に低栄養状態の予防を目指した調理実習等、それぞれの年齢に応じた教育、相談に取り組むとともに、知識の普及とホームページや広報紙等を通じた啓発活動を行うこととしています。

(心の健康づくり)

第12条 市は、心の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 心の健康の保持及び増進並びに自殺の予防を図るために必要な情報提供並びに知識の普及及び啓発に関する施策
- (2) 心の健康に係る相談及び支援に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた施策

(解説)

本条は、第10条の健康なまちづくりの推進に関する基本的な計画（平成27年3月31日までは、『健康なまち習志野』とする。）のうち、心の健康づくりに関する取り組み内容について規定するものです。『健康なまち習志野』における18項目のめざす姿のうち、6番『互いの「いのち・性」を大切にするまち』、9番『笑顔であいさつしあえるまち』、10番『仲間づくりができるまち』が該当する項目となっています。

第1号では、全国の自殺者数が平成10年に年間3万人を超えて以後、高い水準で推移している状況を鑑み、自殺予防を図るために必要な情報提供、知識の普及とホームページや広報紙等を通じた啓発活動に取り組むこととしています。

また、自殺に至る要因として健康、生活、家庭等、様々な問題が複雑に関係している状況を踏まえ、個々の状況に応じた相談態勢と地域保健活動の充実、さらに国、県、医療機関、民生委員・児童委員等との連携を図る中で、悩んでいる人に対する地域での気づき、見守りにつなげ、必要な支援を行うこととしています。

第2号では、虐待やいじめ、DV（ドメスティックバイオレンス）、うつ病等、個々の相談内容に応じた相談事業や支援に取り組むとともに、子育てに不安感や負担感を抱え、孤立しやすい子育て中の保護者や高齢者等の介護により負担感を抱えている介護者が気軽に悩みを相談することができる態勢の整備に取り組むこととしています。

また、学校行事を通じた高齢者等と子ども達が交流する機会の創出や地域行事への参加を促すことで、高齢者等が孤立することなく地域社会に参加することにつながる活動等を行うこととしています。

(歯及び口腔の健康づくり)

第13条 市は、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 生涯にわたるむし歯、歯周疾患等の予防並びに口腔機能の維持及び向上のために必要な事業並びに知識の普及及び啓発に関する施策
- (2) 歯科健診及び歯科治療を受けることが困難な者に対する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた施策

(解説)

本条は、第10条の健康なまちづくりの推進に関する基本的な計画（平成27年3月31日までは、『健康なまち習志野』とする。）のうち、歯及び口腔の健康づくりに関する取り組み内容について規定するものです。『健康なまち習志野』における18項目のめざす姿のうち、7番『「歯の健康」に取り組むまち』が該当する項目となっています。

第1号では、習志野市歯科医師会が「口は元気の源です」というフレーズを常套句としてるように、歯と口腔の健康は全身の健康に密接に関係していることから、生涯にわたる歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策として、1歳6か月児及び3歳児健康診査や幼稚園・保育所・こども園・小学校・中学校等での定期健康診断、成人歯科健康診査、

口腔の状態と全身の健康との関係に関する知識の普及啓発等を行うこととしています。また、食べる喜び、話す楽しみ等の生活の質の向上に欠かせない口腔機能の健全な育成、維持向上のために、ライフステージごとの特徴を踏まえた知識の普及とホームページや広報紙等を通した啓発活動、口腔チェックを行うこととしています。

健康増進法に基づく国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針が平成24年7月に改正され、平成25年度から34年度までを計画年次とする新たな基本計画である「健康日本21（第2次）」が示されました。この計画の中で、歯科疾患の予防について、「・・・疾病予防の観点から、歯周病予防、う蝕予防及び歯の喪失防止に加え、口腔機能の維持及び向上等について設定する。」と規定しており、本条例では、より分かりやすい表現として「・・・むし歯、歯周疾患等の予防並びに・・・」という表現にしています。

また、「むし歯」のひらがなでの表記については、むし歯の原因が昆虫等の虫を原因としたものではなく、細菌が口の中の食べかすから酸を作り出し、その酸で歯が溶けて「むし歯」になること、歯科分野では一般的にひらがなで表記していることから整合性を図り、「・・・むし歯、歯周疾患等の予防並びに・・・」の「等」には、口腔がんなどの粘膜疾患や歯列（歯並び）不正を対象としています。

第2号では、障がいのある方や介護を必要とする方等は、自力での口腔清掃が難しい場合や、口腔機能が低下したりしている場合があり、健康な歯を損なうと全身状態の悪化を招くことにつながります。また、歯科治療が困難な場合もあり、歯科疾患の予防、早期発見・早期治療が特に必要であり、歯科保健医療サービスを受けるに当たり配慮する必要があります。さらに、食物を噛めなくなると急速に体力や筋力が衰え歩けなくなったり、食品を飲み込めなくなったりするなど危険な低栄養状態に追い込まれ、全身状態の悪化を招くとともに、口から摂取していない場合でも口腔状態の悪化が肺炎の原因となり、全身状態の悪化を招くこともあることから、重症化につながらないように関係機関との連携のもと、受診しやすい体制づくりに取り組むこととしています。

なお、災害発生時には口腔内の不衛生等により全身状態の悪化等につながることから、口腔保健の保持の重要性について、平時から普及啓発を行うこととしています。

（個人の健康を支え、守るための社会環境の整備）

第14条 市は、個人の健康を支え、守るための社会環境の整備を図るに当たり、次に掲げる施策を実施するものとする。

- （1） 市民の健康的な生活に影響するあらゆる分野における健康格差の縮小につながる施策
- （2） 地域社会における人と人とのつながりに関する施策
 - ア 人々が相互に信頼し、協力できる地域社会の構築に関する施策
 - イ 市民の主体的な社会参加の促進に関する施策
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた施策

（解説）

本条は、第10条の健康なまちづくりの推進に関する基本的な計画（平成27年3月31

日までは、『健康なまち習志野』とする。)のうち、個人の健康を支え、守るための社会環境の整備に関する取り組み内容について規定するものです。『健康なまち習志野』における18項目のめざす姿のうち、11番『「人育て」をすすめるまち』、12番『世代超えたふれあいのあるまち』、13番『助け合えるまち』、14番『安心して出かけられるまち』、15番『安全な暮らしができるまち』、16番『安心して医療が受けられるまち』、17番『ごみのマナーを守るまち』、18番『水や空気がきれいなまち』が該当する項目となっています。

第1号では、市民が健康的な生活を送るために関連性があると考えられる、都市基盤、経済、雇用、教育、子育て、保健医療等のあらゆる分野の中で、市民の健康格差につながる要因を把握するとともに、その要因を改善する必要がある場合には、個人の健康を支え、守るための社会環境の整備に取り組むこととしています。

例えば、段差を解消し歩きやすい道路に改修するといった都市基盤を整備することは、市民が外出しやすい環境づくりとなり、進んで外出することで健康状態が向上することにつながります。また、調和のとれた街並みや緑が溢れる空間は、心を落ち着かせ、心を安らげる要素となり、心の健康づくりにつながります。さらに、受動喫煙を防止するための建物内禁煙や敷地内禁煙、分煙施設を設置するといった取り組みは、市民の健康の保持増進につながります。そして、健康づくりを推進していくためには、その前提として市民の生命や身体を守ることが必要であり、防犯カメラを設置することや地域防犯活動の充実を図り、危機管理意識を高めることで、犯罪や事故の発生を未然に防ぐことにつながります。こうした様々な社会環境が、広く市民の健康に影響を及ぼすことを意識し、社会環境の整備に取り組むこととしています。

生涯にわたって自らの健康の保持増進を図るためには、健康づくりにつながる活動を、地域ぐるみで実行していくことが効果的であるといわれており、都市化や核家族化の進行等により、地域社会の関係が希薄化している現在においては、地域社会における人と人とのつながりが大切です。

第2号では、日常の挨拶や声掛けをきっかけとして、互いに協力し合えるような社会を目指すとともに、様々な行事を行うに当たっては、市民が主体的に地域社会に参加できるように配慮することとしています。

本市では、市民参加のまちづくりを目指し、各コミュニティにまちづくり会議が設置されています。まちづくり会議は、地域の人たちがお互いに知り合う「地域交流の場」や「情報交換の場」等としての役割を果たすとともに、地域ごとに清掃や敬老事業、防犯パトロール等の活動を行っており、こうした地域特性を生かし、互いに信頼し協力し合えるような地域社会を構築していくこととします。

また、本市にはスポーツに限らず、文化・芸術等様々な活動を行っている団体が数多くあり、そうした団体に参加することで人と人とのつながりが生まれます。人と人とのつながりは、月日の経過とともに深まり、様々な悩み等を相談できる関係へと発展し、こうした人間関係を構築することが個々の健康状態を向上することにもなると期待されます。そこで、健康状態の向上につながることを期待される様々な活動団体の情報について、ホームページや広報紙等を通じて周知することで、市民の主体的な社会参加を促進することとします。

(健康なまちづくり審議会)

第15条 市長は、健康なまちづくりを推進するため、健康なまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び健康なまちづくりに関する事項を調査審議するものとする。

3 前2項に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(解説)

本条は、本条例制定後の健康なまちづくりの推進体制について規定するものです。

第1号では、健康なまちづくりをするための組織として、健康なまちづくり審議会を設置することとしています。

第2号では、審議会の所掌事務について規定しており、健康なまちづくりの推進に関する基本的な計画（平成27年3月31日までは、『健康なまち習志野』とする。）及び健康なまちづくりに関する事項を市長の諮問に応じて調査審議することとしています。

なお、審議会は医師会・歯科医師会・薬剤師会・市民活動団体・事業者等の代表者から成る委員で構成することとしています。

第3号では、健康なまちづくり審議会の組織及び運営に関する必要事項等については、規則で定めることとしています。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(解説)

本条は、本条例の条文から派生する細かな内容について、市長が別に規則等で定めることを規定するものです。